（本號八面）（明治廿五年三月十一日遞信省認可）　明治二十六年十一月廿四日　（定價金二錢五厘）

時事新報は全國中紙面の最も廣き新聞紙なり

時事新報には毎號詳細なる商況物價の報告あり

時事新報

第三千八百二十一號
明治廿六年十一月廿四日金曜日（乙、丑）
舊暦癸巳十月十七日
日　出午前六時二十七分
　　入午後四時二十八分
月　出午後四時四十分
　　入午前六時四十八分
滿潮午前五時二分
　　午後五時二十四分
（西暦一千八百九十三年）

時事新報定價

時事新報は毎號八面乃至十二面にして詳細なる商況物價の報告あり其代價は左の如し

時事新報定價（府外遞送には此他後に掲ぐる遞送料を要す）

一枚　貳錢五厘○一箇月　前金五拾錢○三箇月　前金壹圓四拾五錢○六箇月　前金貳圓八拾五錢○一箇年　前金五圓六拾錢○月曜日休刊（此他大祭祝日年始年末等一切休刊せず）

前金　一旦受取りたる前金は凡て通貨を以て返戻する事なく新聞紙代の前金は新聞紙を以て又廣告料の前金は廣告を以て勘定する事と御承知被下度候

時事新報遞送料

一	日本國內並に朝鮮國京城、仁川、釜山、元山津、	一箇月　金拾三錢
二	南亞米利加、中央亞米利加、米國若くは加奈陀を經て遞送する歐洲各國	一箇月　金六拾錢
三	北米合衆國、英領加奈陀、布哇諸嶋	一箇月　金三拾錢
四	香港を經て遞送する亞細亞諸港、太平洋諸嶋、濠洲	一箇月　金六拾五錢
五	露領浦潮斯德、清國諸港	一箇月　金三拾五錢

時事新報廣告料（前金）

一行五號活字廿四字詰	一日限	日以上六日迄	七日以上
一行ニ付	十三錢	十一錢	十錢五厘

●●●●●廣告料定價　時事新報の廣告料は都て定價の通り申受くる筈なれども取次人の內には往々定價以下にて引受くる者ある由今後斯る事實を發見する時は直ちに其取次人に對し本社廣告の取次を謝絶する事もあるべき筈に付豫め廣告依賴者諸君に公告す

本社へ寄稿に付

東京府下を始め各府縣に通信社なるものありて是より各新聞社に報道を發送し各新聞社は之を受けて紙面を塡塞するより各社同一の記事を揭ぐるもの寡からず獨り時事新報社は社員並に通信員の多きを以て斯類の社に通信を依賴せずと雖も世間往々此事を知らずして通信社にさへ報道すれば本社にも其報道は達する事と信ずる方多きが如し爲めに行違ひを生じたる場合も寡からざれば本社に記事論說を寄稿せんとする方は直接に本社に向け發送あらんことを請ふ

時事新報社に寄せたる投書の原稿は凡て寄稿者に返戻せず又本社に保存せず

時事新報

對議會の決心

政府が議會に對するの策は唯二あるのみ眞實世論の外に超然して議會の向背を意に關せず其信ずる所は飽までも斷行して一歩も讓らず以て人心の次第に鎭靜するを待つか然らざれば大に關門を開て政黨に近づき議會の多數を制して立脚の地を固め以て其所見を行ふのみ即ち是れなり斷行主義は立憲初步の今日に處しては自から議論の一致なれども之を行ふには先づ政府部內の結合を固くし其決心を一にして困難に當るの用意なかる可らず多數政略は立憲政治の國に於ける一般の習慣にして自然の成行なれども一たび其例に倣ひ議會の多數に政府の基礎を托する以上は若しも其多數を得ざるときは直に地位を讓渡すの覺悟なきを得ず從來政府の對議會策を見るに所謂超然の主義と稱して世間の政黨には一切關係なき旨を表面には唱ふれども左りとて其向背に頓着せずして斷然所見を行ふの決心あるに非ず實際に於ては寧ろ陰密の間に種々の魂膽を運らして議會の多數を得んと勉めたる形迹は自から掩ふ可らざるものあるが如し前內閣の如きは世に斷行內閣と稱せられたる程にして其意氣込は一時頗る盛なるが如くなりしかども第二議會の解散を行ふたる其跡の始末に至りては內々選擧に干涉して政府黨の多數を制せんとしたるが如き世に隱れなき公然の祕密にして案外に自信の厚からざるを見るに足る可し現內閣に至りては對議會の策頗る圓滑を極めて其主義ます〳〵分明ならず高く雲の上に引籠りて世の人に交らず恰も俗界を下視するの有樣を見れば物外に超然たるものゝ如くにもあれども又一方に向ては民論を容るゝと稱して識者の公論に於て許さゞる地價修正地租輕減等の事を行はんとするの意向あるを見るときは強ち俗界に對して色氣なきにも非ざるが如し然れども今の政府に向て斷然たる斷行主義は迚も望む可らず左ればとて議會の多數を制して操縱意の如くならしむるの政略も到底覺束なき所なれば政府の爲めに謀るときは若しも民間の各政黨が互に相和せずして議場の運動に一致を欠ぎ民黨の意見は一も成立せずして了ることもあらんには恰も手を袖にして利を收むるものにて此上もなき仕合せと云はざるを得ず過般來民黨の有樣は自由黨一部の人々は政府に近いて軟化を催ほしたりとの風說あると共に改進黨を敵視して其關係從前の如くならず又國民協會は漸く政府に遠ざかると同時に自由黨に對して特に不快の念を增したるが如き觀を呈する等民間の政黨は互に衝突して或は政府をして僥倖の機會を得せしむるやも知る可らざるの傾きなきに非ざりしが近來の形勢は全く一變して僥倖の機會は到底望なきに至りたるが如し此頃發表したる自由黨部內の改革の如き即ち形勢一變の徵候にして其改革の內情如何は素より知る可らずと雖も外に顯はれたる結果より見るときは軟化云々の如きは迚も望む可らざるのみかます〳〵政府に遠ざかります〳〵反對の方向に趨るは自然の情勢にして既に反對の方向を共にする以上は改進黨との關係も自から舊に復するのみならん勢に於て禁ず可らざる所なればなり斯くて政府の方より見るときは自由改進の聯合は舊に復して議會の多數は到底手の物に非ざる其上に國民協會とても今は種々の成行を經て唯一の味方として賴む可きに非ず萬一の機會を僥倖するの望は先づ以て絶えたりと云はざるを得ず思ふに政府の覺悟は如何に決す可きや曖昧模稜とも評す可き超然主義は年來の經驗に無效を證明せられて最早や今日の場合に適す可らず民意迎合の圓滑政略も唯一時姑息の手段にして永久の計に非ずとすれば此處は當局者も腹を固めて大に覺悟を定むるの時なる可し世間の說に據れば現內閣の當局者と所謂武斷派の名ある前內閣の人々とは爾來久しく無沙汰勝なりしに近來は屢ば往來會合して舊交を溫むるの姿もなきに非ずと云ふ故舊の友人が相會して相談ずるは尋常の事にして怪しむに足らずと雖も政界昨今の成行より想像を運らすときは或は現政府の當局者も種々に思案の末、遂に內の結合を固くして議會に對するの必要を悟りたるものには非ずやとの推測もなきに非ざる可し我輩局外者の考にては今の議會に對する自から策なきに非ざれども顧みて政府部內の事情を察すれば敢て多を望む可きに非ず先づ取り敢へず內の結合を固くし一致の力を以て外に對するより他に手段はある可らず議會の開會も切迫の今日、唯その決心の一日も早からんことを希望するのみ

雜報

○改築に及ばざるべし　此程の紙上にも記せし如く橫濱築港の工事を更に遣直すと云ふ如き內議さへ未だ其筋になきのみならず改築の事を今日に速斷するの場合にあらずといふ左れば改築云々の訛傳たるや勿論なるべしと雖ども元來該築港工事の設計はパーマー氏の案にして氏の實際に行ひたる處を見れば學理上不規律の廉少なきにあらず遂に氏が解雇されて歸國する時既にセメント龜裂の端を發し石黑內務技師が氏の後を承けて築港局に主任技師となりて後忽ち世上の問題とはなりしなり而して龜裂せし塊數は一萬餘個の中千八百餘個にして其割合は總體の中一割五分弱に過ぎず且つ千八百餘個の中龜裂の最も烈しきは僅に四個にして今後更に龜裂の度を加ふる事さへなければ幸なれども其邊の保證は調査の上ならざれば容易に決すべからず且つ主任技師石黑氏の見込はパーマーの遣方と異なる廉あれば氏をして今後の工事に責任を負はしめんとすれば是非とも早く調査委員の報告を決定せしめざるべからず故に委員の報告畢りたる後にあらざれば改築の事を決し得べきものにあらざるのみならず今月今日の處にては根底より改築せざるべからずと云ふ程にあらざれば彼の委員の報告一通り濟みて方針一定すればセメント若くは砂等の材料は充分に用意しあるを以て直に工事を繼續し得る擬說は半成の突堤に寒中を凌ぐの工夫をなして先づ工事を中止したるものなりといふ然れども寒中に起工すれば種々の注意を要する事ありて自然經費を增加するの要あるのみならず成功の豫定期たる二十七年の三月末即ち二十六年度一杯に首尾能く落成せしめんこと六ヶ敷ければ工事の繼續と共に豫算組替の必要等も起るならんといふ

○北海道の森林保護　同道の官林御料林は他の民有林に比しては隨分廣大なる反別を有する事なれども其實廣大なる丈けに隈無く保護の行屆き兼ぬるより往往盜伐の弊を生じ中には殆んど荒廢に歸せんとする箇所さへ無きに非ざれば道廳にても近來頻りに此保護の道を講じて一層其取締を嚴密にする見込の由なるが今度其保護の一方法として各官林に於ける椴松、蝦夷松始め都合十六種の樹木に限り目の下直徑三寸以下のものは自今其拂下を停止したるよし尤も此拂下の停止は官林の一方に止まる事ゆゑ斯くては御料林保護の目的を達し難からんとて道廳にては目下御料局札幌支廳

へも照會中の由な
樹の拂下を停止する

○皇漢醫繼續の
批難を受けたる彼の
年は流石の代議士も
か其話の餘り口に上
も前年の如く熱心な
の提出を見ざるべし

○曹洞宗分離の
も能本山貫首の退隱
に首領株を失ひたる
首畔上楳仙師は飄然
面は何と無く靜穩に
獨立說に熱心なる僧
京し居りて運動方法
が斯く嚴令を下した
抵抗も得べくもあら
て目的を達するの外
取消請求を始めとし
に協議を凝らし居る

○岐阜縣前參事
嶋直明氏は官私文書
方裁判所豫審判事の
拘留されしが右は同
栗郡笠松町字下堤と
告事件と同類なるべ

○沖繩宮古嶋民の
嶋を距ること百五十
を合せて人口三萬五千
の過重なるが爲め其地
ふに足らざる有樣なれ
しも其甲斐なかりしが
願せん爲め西里滿平、
し昨今奔走中なりと云

○淨土宗教報の
內辰之介氏外一名は
又は大詐僞の嫌疑と
侶杉山淸運氏は自己を
及びしかば東京地方裁
右の公判を開きしが
依りて事實の證明を
るものと認め其請求を
を開廷するよし新聞條
明は此度が嚆矢なりと

○神奈川縣通常會
一時三十分出席議員三
警察費の二次會を開き
錢二厘を一萬五千四百
四千四百二十一圓八十
二十四錢一厘に警察機
れも可決し午後三時閉
時より開會出席議員二十
二次會を開き建築費千
二百九十九圓三十九錢
提出し議題となりしが
生じ採決に至らず正午
しと云ふ